児童相談所とファミリーホームの連携例

< 児童相談所名 : 大分県中央児童相談所 >

1. 児童相談所の概要

(1)児童相談所名:大分県中央児童相談所

(2)住所:〒870-0889

大分県大分市荏隈5丁目 大分県こども・女性相談支援センター内

2. 大分県の社会的養護の概要

(1)大分県の社会的養護の概要

大分県の人口は1, 185, 830人、児童人口数は187, 295人(平成24年10月1日現在)、県内の児童相談所数は2か所である。県内には乳児院が1か所、児童養護施設が9か所あるが、図1にあるように、全て県中部・北部にあり、県南部には乳児院と児童養護施設がない。一方、ファミリーホームは県内に12か所あり、施設がない県南部にも5か所ある。

大分県の児童人口10万人あたりの社会的養護現員数は、246人と全国平均の179人を大きく上回っており、そのうち、家庭養護現員数は68人と全国で最も高い(福祉行政報告例 平成25年3月31日現在(児童人口を除く)、国勢調査 平成22年10月1日現在(児童人口))。県内の過去10年間の要保護児童数は同規模で推移しており、今後も児童人口の減少などを勘案しても、これまで同様に県内の要保護児童数は現状と同規模程度から微減程度で推移すると想定される。

| 人口 | 1,185,830 | 人(H24.10.1) | 約 119 万人 |
|--------------|-----------|---|-------------------|
| 児童人口 | 187,295 | 人(H24.10.1) |) 約 19 万人 |
| 児童相談所数 | 2 か所 | | |
| 乳児院数 | 1 か所 | (0) 人 | 20 名定員 (H24.4.1) |
| 児童養護施設数 | 9 か所 | 347 (2) 人 | 405 名定員 (H24.4.1) |
| 情緒障害児短期治療施設 | 0 か所 | 0 人 | 0 名定員 (H24.4.1) |
| 里親登録数 | 134 世帯 | (H24 年度末) | |
| 受託里親数 | 56 世帯 | (H24 年度末) | |
| 里親委託児童数 | 75 人 | (H24 年度末) | |
| ファミリーホーム数 | 12 ホーム | (H24 年度末) ファミリーホームは 11 ホーム が里親登録している | |
| ファミリーホーム委託児数 | 54 人 | (H24 年度末 | ₹) |



(2)児童相談所とファミリーホームの位置関係

ファミリーホーム12か所は、いずれも中央児童相談所管内にあり、訪問には片道O.5~1.5時間程度の時間を要する。

- •市街地にあるファミリーホーム 3ホーム
- 農村部にあるファミリーホーム 9ホーム

3. 児童相談所がファミリーホームに子どもを委託する場合に配慮すること

(1)子どもと保護者の意向・意見の確認、状況説明

- ・子どもや保護者に、ファミリーホーム制度の特徴を伝え、その意向を確認する。
- ・併せて、実際に委託を予定しているファミリーホームの養育者や既に委託されている子どもの状況、周辺環境などについても、できるだけ具体的に伝え、ファミリーホームで暮らすイメージを持ってもらう。
- ・子どもには、事前にファミリーホームの見学をさせるなど、里親委託と同様に丁寧なマッチングを行うことが望ましい。
- 状況に応じて、保護者がファミリーホームの見学などを行うこともある。

(2)各ファミリーホームの特性と受け入れ状況の確認

- ・児童相談所は、各ファミリーホームの家庭としての個性や特色、養育力などを把握し、その状況を踏まえた上で委託を行う。
- ・子ども同士の安定した関係が、ファミリーホームの運営に大切な要素になるので、性別・年齢・子どもの特性などを踏まえ、バランスの取れた委託を行う。
- ・定員に空きがあっても、短期間に次々と子どもを委託することや、対応が難しい子どもを安 易に委託することはしない。
- ・児童相談所や施設(里親支援機関)によるファミリーホームの定期訪問や電話連絡、子どもの通所など様々な機会をとらえ、養育者と緊密に連絡を取り、常に受け入れ状況の確認を行うことが求められる。

(3)ファミリーホームの年齢構成や性別

- ・当該ファミリーホームに委託されている子どものうち、最も早い時期に委託された子どもより年齢の高い子どもは、原則、委託しない。
- ・同年齢(同学年)の子どもは、原則、委託しない。
- 子どもが思春期を迎えた場合を想定し、性別について考慮する。

- (4) 虚弱な子ども、障害のある子ども、虐待を受けたことにより課題のある子ども、非行など の問題行動のある子どもを委託する場合に配慮していること
 - ・養育者が対応の難しい子どもに関わる時間がどうしても多くなることが予想されるため、委託にあたっては、既に委託されている子どもの適応状況などを必ず確認することとしており、その際には、児童相談所のファミリーホーム担当児童心理司(委託児童担当の児童心理司とは別に、ファミリーホームごとに担当する児童心理司を配置)の意見も参考にしている。
 - ・ファミリーホームの養育者に対しては、子どもの課題や委託後に生じることが予想される養育上の課題を具体的に伝え、適切な養育が行えるかどうかを検討してもらう。

(5)その他特記事項

・乳幼児は、特別な事情(障害児、病虚弱児、きょうだい児など)がある場合を除き、里親委託を優先する。

4. 委託中の児童の把握など

- (1)委託している児童の状況などについての把握
 - ・全ての子どもを対象に行う児童調査(1年に1回)と、必要に応じて実施する訪問や通所な どにより確認している。
 - ・里親支援専門相談員もファミリーホームを毎月訪問しており、その結果は里親支援関係者 定期連絡会(毎週開催)において児童相談所と共有する。
- (2)委託中に児童と養育者が不調となった場合の対処方法など
 - ・児童面接及び養育者の面接などを行い、必要に応じて子どもの一時保護も検討する。
 - ・子どもの再アセスメントを実施し状況を把握するほか、子どもや保護者の意向はもとより、 ファミリーホームの意向や養育意欲などを確認する。当該ファミリーホームでの養育継続 が難しいと判断した場合は、措置変更を行うこともある。

5. 児童相談所と各ファミリーホームとの連携方法など

(1)連携の手順の経緯と具体的な連携内容

- ・平成22年6月 ファミリーホームが2か所開設された時点で、県本庁主催でファミリーホーム連絡会の開催を始めた。児童相談所も当初から参加している。当時は、ファミリーホームの制度ができたばかりで課題も多かったが、この連絡会により、関係者の制度理解とホームの運営に関する知識が深まることとなった。
- ・現在、ファミリーホーム連絡会は、概ね、年に3回、定期的に開催されている。12か所のファミリーホームが一堂に会して、行政説明を受け、ホームの課題について話しあったり、情報交換を行うことで、児童相談所との連携はもとより、各ホーム間のつながりができた。
- ・また、平成24年度からは、新たに制度化された里親支援専門相談員もファミリーホーム連絡会に参加するようになり、児童養護施設との連携も深まったといえる。
- ・これまでファミリーホーム連絡会で取り扱った議題など(例示)

児童措置費の請求方法について

ファミリーホームの運営について

ファミリーホームにおける税金の留意点について

固定資産税の減免について

ファミリーホーム指導監査、監査結果の概要について

ファミリーホームに関わる運用内規について

第三者委員の配置について

事件・事故報告の方法について

(2) 今後、ファミリーホームから求められる連携内容

・ファミリーホーム訪問日時などについての配慮

ファミリーホームの訪問にあたっては、児童相談所、里親支援専門相談員のいずれも 平日の日中の訪問が多く、養育者とゆっくり話せる一方で、未就学児以外の子どもに会う 機会が少なく、子どもの生活場面を知る機会が乏しかった。このため、ファミリーホームか らは、子どもがいる土日の訪問や、平日の場合は夕方など日時を工夫して、子どもの様 子を見てもらいたいという希望が出ている。

・ファミリーホームには、発達障害などの課題のある子どもの委託も少なくない。このため、 情緒障害児短期治療施設など治療的養育を行う機関や医療機関などとの連携について、 これまで以上に児童相談所にコーディネートを行ってもらいたいとの希望がある。

- (3)ファミリーホームの養育の質を高めるための児童相談所の工夫
- ① ファミリーホーム連絡会を研修機会として活用
- ・養育記録の書き方についての講習実施

児童養護施設の研修で行われている養育記録の書き方を紹介。実際に児童養護施設で書かれた記録も配付し、ポイントを説明。

事例検討会の実施

ファミリーホーム養育者に、自分のホームの実際の事例を選び、事例検討内容を書いてもらい、検討会で発表してもらっている。養育者にとっては、この事例検討会のプロセスを通じて、子ども理解を深め、自らの養育を見つめ直す機会のひとつになっている。また、事例検討会で同じ立場の養育者と事例を語りあうことで、自らの養育を開き、多様な考えや価値観に触れ、体験を蓄積(ひとりの経験がみんなの知恵につながる)することができると考えられる。



②里親研修会への参加呼びかけ

- ・児童相談所が実施する各種里親研修会に、養育者のほか、養育補助者の参加も求めている。
- ・特に、養育里親認定前研修(集合研修)には、養育補助者の参加を強く働きかけた結果、 多くの参加者が集まった。延べ2回にわたるグループ討議では、養育補助者のみのグループ編成を行ったところ、活発な意見の交換が行われた。施設の里親支援専門相談員も、 グループ討議ではファシリテーターや助言者として参加しており、両者の交流も図られた。
- ・参加した養育補助者からは、「養育の基本的事項を知ることができた」「他のホームの現状を知ることで自分のホームの実践を見直すよい機会となった」など、好意的な意見が寄せられ、次回も参加したいとの希望が多く寄せられた。

(4)支援体制の工夫

・児童相談所には、担当CW以外に次の里親・ファミリーホーム担当職員を配置し、個別支援を行える体制としている。

中央児童相談所(常勤専任職員2名、非常勤職員3名)

中津児童相談所(常勤兼務職員1名、非常勤職員1名)

- ・さらに、中央児童相談所では12か所のファミリーホームごとに担当する児童心理司を配置し(平成23年~)、的確な状況把握のもと、相談に応じる体制を作った。
- ・ファミリーホーム委託児童の措置が解除された場合、児童相談所は概ね1か月以内に、解除後訪問を実施している。当該委託を、養育者と児童相談所職員が一緒に振り返るものだが、この訪問を通じて、養育者は養育を冷静にとらえ直すことができるし、児童相談所は新たな委託ニーズの把握にもつながる。
- ・ファミリーホーム委託児童は、地域の子どもとして育つため、市町村からの支援も不可欠である。このため、ファミリーホームのある市町村には、児童相談所から当該ファミリーホームの情報(住所、連絡先、養育者名や委託されている子どもの氏名、年齢など)を定期的に提供している。
- ・里親支援専門相談員は地区担当制としているため、ファミリーホームごとに、担当する里親支援専門相談員が決まっている。ファミリーホームには、担当する専門相談員が中心となって、毎月、定期訪問を行っており、子どもの状況確認や養育の相談などに応じている。
- ・また、里親支援専門相談員との連携が深まることで、施設を利用した任意のレスパイト利用なども円滑に行われている。
- ・平成24年6月に大分県ファミリーホーム協議会が設立された。持ち回りでファミリーホーム サロンを開催するなど情報交換が活発に行われている。

(5)その他特記事項

・児童養護施設協議会が開催する施設職員向けの研修会に、ファミリーホームも参加する など、相互の研修に参加することで、お互いの理解が深まっている。

6. その他

- ・大分県では、平成21年のファミリーホーム制度創設以降、養育経験を積んだ里親経験者がファミリーホームに移行し、また、意欲ある施設経験者がファミリーホームを開設するなどにより、現在の12ホームに至っている。
- ・各ファミリーホームには、個性があり、その養育スタイルも異なる。児童相談所は、ホームの強みと弱みを把握した上で、子どもの委託を行うことが求められる。里親委託と同様、ファミリーホーム委託においても、最大の支援は適切なマッチングであることを十分理解する必要がある。

- ・また、ファミリーホームは、多人数養育が家庭養護の枠組みで行われるという特性があることから、孤立しやすく、良質な養育内容の確保が困難な状況に陥る可能性も常にあるといえる。
- ・こうした状況を理解した上で、ファミリーホームの支援が行われることが望ましいが、支援にあたっては、県や児童相談所、児童養護施設をはじめとする関係機関との連携、ファミリーホーム相互の連携が非常に重要である。
- ・児童相談所には、措置機関としての責任はもちろんだが、ファミリーホームと関係機関との 連携においてコーディネーターとしての役割も求められる。

ファミリーホームの設置を進めていくにあたって

- ・本事例集は、ファミリーホームを類型別に分けてそれぞれの取り組みをまとめたものである。 具体的には、ファミリーホームの設置類型別として個人型、法人型と分け、さらには、連携 類型別として、児童養護施設、乳児院など施設養護との連携、児童相談所との連携をまと め、事例ごとに、設置の経緯、運営の工夫などを簡潔にわかりやすく情報提供できるよう作 成した。
- ・巻末にあたり、ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループにおいて、それぞれ の事例についての各委員の意見を紹介するとともに、この事例がファミリーホームの設置を 進めていくための着眼点の参考として活用できると考える。

【ファミリーホームの設置を進めていくための着眼点】

1 個人型のファミリーホームの着眼点

- ・ファミリーホームは、多人数養育の経験が重要だと考えている。
- ・ファミリーホームは、自分の自宅だからこそ行うことができる。子どもにとっても養育者にとっても「家」であるためには、みんなでくつろげる場であることが重要である。また、養育者が、 上手に気分転換すること、ストレスをためない工夫も重要である。

2 法人型のファミリーホームの着眼点

- ・地域で当たり前に暮らし、地域の商店や歯医者さん、飲食店、交番など地域の皆さんに支えられて育つ経験を子どもに与えたい。
- ・ファミリーホームの質の向上のために、法人内や外部の研修への積極的な参加、ファミリーホーム協議会での他のホームとの情報交換や交流・研修を通じて、養育者自身も成長していくことが重要と考える。
- 子どもたちとスタッフが共にファミリーホームを一から築き上げることも重要である。
- ・ファミリーホームは夫婦の配置が前提であり、その配置が課題である。

○児童養護施設が設置したファミリーホーム事例からの着眼点

・児童養護施設によるファミリーホームの設置については、いくつかの課題が挙げられており、 事例数が多くはない。愛隣園は、平成14年度から施設の小規模化を計画的に進めてきた という背景があり、行政との協議を重ねながらファミリーホームの設置を先駆的に進めてき た。

- ・法人本体とファミリーホームの役割分担を明確にすることで、ファミリーホームの独自性を保 つことができる。一方で、本体施設との連携と支援が期待できることは、子どもの養育支援 はもとより、孤立防止、養育者のレスパイトなど多くの利点がある。
- ・愛隣園では、ファミリーホームは夫婦の配置が前提という認識を持ちながら準備してきたが、 現在まで実現できないでいる。児童養護施設が設置するファミリーホームの難しさの一面と も考えられるが、経験のある夫婦を配置するには、準備に時間を要することがわかる。
- ・地域にあるひとつの家庭として、ファミリーホームは存在する。子どもも養育者も地域住民として生活し、地域とつながって生きることは大切なことである。
- ・里親会やファミリーホーム協議会との交流や連携を施設が積極的に進めることは、それぞれにとって大きな利点があり、その根底には家庭養護への理解がある。

3 ファミリーホームと連携する乳児院からの着眼点

- ・ファミリーホームと乳児院の連携には、それぞれの役割に対する理解がまず必要である。
- ・乳児院は、子どもの育ちの出発点にあたる存在であり、乳児院からは、ファミリーホームに育ちをつないでいくことになる。措置変更により関係を切るのではなく、ひとりの子どもの育ちを共に支えていくという意識のもと、必要に応じてファミリーホームの養育者の相談に応じるなど、支援を行うことが必要である。いつでも相談できる場があるということは、養育者にとって大きな力と安心感を与える。
- ・子どもの成長した姿は、乳児院の養育者にとっても喜びと力を与えることになる。

4 ファミリーホームと連携する児童養護施設からの着眼点

- ・ファミリーホームの運営を、施設がマネージメントし、連携していくことが重要である。
- ・施設が小規模化を進めるにあたり、ファミリーホームを2か所持つことが求められているが、 "持つ"ことには、法人がファミリーホームを設置することだけでなく、支援先として持つことも 含まれている。設置を進めるにはいくつかの課題があり、容易に進まないという現状がある。 支援先として持つことはファミリーホーム支援の充実という観点からも、現実的な選択肢とし て考えられるべきである。
- ・広島修道院では、職員が開設したファミリーホーム支援を児童相談所との連携のもと進めてきた。ファミリーホーム支援にあたっては、ファミリーホームが求める支援の具体的内容を考え、整える必要がある。
- ・今後も施設職員によるファミリーホーム開設は増加すると思われる。在籍した施設とファミリーホームの連携はファミリーホーム支援のひとつのモデルとなり、他の施設にも拡がることが期待される。また、同様に里親型のファミリーホーム支援にもつながっていくことが望まれる。

5 ファミリーホームと連携する児童相談所からの着眼点

- ・大分県は、平成14年度以降、行政主導で里親委託を積極的に推進してきたところであり、 その目的は、①児童相談所の体制強化、②施設との相互理解・連携、③市町村との連携、 ④里親支援の充実に整理される。
- ・こうした背景のもとで、平成21年のファミリーホーム制度創設以降、養育経験を積んだ里親経験者がファミリーホームに移行し、また、意欲ある施設経験者がファミリーホームを開設するなどより、現在の12ホーム開設に至っている。
- ・ファミリーホーム制度そのものが新しい制度で、運営面や養育者、養育者の質の確保など 課題も多く、ホーム間で養育の質において差が生じているのは事実である。
- ・このため、児童相談所には、家庭養護の本質をとらえた上で、ファミリーホームの支援を行い、育てていくという視点も必要である。
- ・ファミリーホームは新たな制度であり、子どもやその保護者に制度の特徴やホームの現状を 丁寧に説明することは大切なことである。適切なマッチングは、里親委託と同様、ファミリー ホーム支援につながる。
- ・各ファミリーホームの特徴や子どもの年齢構成、特性などを考慮して委託を進めることは、ホームの安定のために必須である。委託を進めるにあたってのルールがきちんとできていることが、ファミリーホームと児童相談所との信頼関係の構築につながる。
- ・里親委託と同様、ファミリーホーム委託も、都道府県間の差が大きく、ファミリーホーム委託 をためらう児童相談所もあると思われる。しかし、間違いなくいえることは、児童相談所が委 託(決断)しなければ、家庭養護は進まないということである。
- ・大分県の里親委託(家庭養護)は、行政主導で推進してきたという特徴があるといわれているが、必ずしも長期的な展望のもと、計画的に進めてきたわけではない。実際には、試行錯誤の中、様々な課題にチャレンジしながら、「子どもの最善の利益」を念頭に、チームで関係機関と連携して取り組んできた経緯がある。
- ・ファミリーホームの委託についても、児童相談所としては、子どもの選択肢が新たに増えた と整理し、「家庭養護を拡充する」という社会的養護の方向の中で、理念を持ってファミリー ホームの活用を図ることを勧めたい。

ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループ

(五十音順、敬称略)

河野 洋子 大分県中央児童相談所主幹

栗延 雅彦 和泉乳児院施設長

ト蔵 康行 日本ファミリーホーム協議会会長 ファミリーホームざおうホーム

星野 崇 全国里親会会長

〇横堀 昌子 青山学院女子短期大学教授

吉田 隆三 アメニティホーム広畑学園施設長

(〇座長)

執 筆 者 一 覧

(五十音順、敬称略)

河野 洋子 大分県中央児童相談所主幹

北川 聡子 ガブリエルホーム

都留 和光 二葉乳児院 施設長

ト蔵 康行 日本ファミリーホーム協議会会長、ファミリーホームざおうホーム

中島 達夫 広島修道院 施設長

細田 勝実 細田ホーム

松田 絵美 ファミリーホームももたろう ホーム長

三浦 洋二 森の家

| | 7 |
|---------------------------------|---|
| | |
| ファミリーホーム事例集 | |
| | |
| | |
| 平成26年3月発行 | |
| ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループ | |
| ファミリーハームの改旦理呂の促進リーヤンソソルーノ | |
| | |
| | _ |
| | |
| | |